

令和4年9月定例総会

令和4年9月9日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和4年度第6回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年9月9日（金） 午後3時～午後3時30分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（11人）

農業委員	2番	野老山卓男
	3番	尾崎 和代
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平
	2番	弘田 好希
	3番	田邊 昌一
	5番	上野 清吉
	6番	坂本 直幸
	7番	宮上 昌三
	8番	岡田 弘重

4. 欠席委員（2人）

1番	上野 貴生
4番	池 俊伸

5. 議事日程

議案第1号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び第5条

の審議について

議案第2号 その他の件について

① 次回開催日

6.農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	早川 幸夫
事務局員	田邊 元寛

議長
(岡崎副会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、9月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は、上野会長、池 委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

**議案第1号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び第5条
の審議について**

議案第2号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 尾崎委員

4番 池田委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、

**議案第1号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び第5条
の審議について**

担当者より説明を求めます。

それでは、議案第 1 号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第 3 条及び第 5 条の審議について、説明いたします。

議案書の 1 ページから 26 ページをご確認ください。

1 ページをお願いします。

まず、営農型太陽光発電事業について、簡単にご説明させていただきます。営農型太陽光発電事業とは、農地に支柱を立てて、営農を下の農地の部分で行いながら、上部の空間に設置した太陽光発電事業のことです。

この案件につきましては、平成 28 年 12 月に許可が出されております。3 年毎の許可期間が満了するため、再度許可を受けるための申請であり、令和元年に一度目の更新を行い、今回は 2 回目の更新となります。

まず、営農型発電事業を行うにあたっては、営農を適切に継続する必要があります。売電期間に合わせた 20 年間の耕作する権利の設定、3 条の使用貸借権の設定をしております。

そして、太陽光発電に必要な支柱部分が農地としては使用できないことから、転用許可が必要となり、それと併せて、営農を行っている土地の空中部分を占有して太陽光のソーラーパネルを設置するため、区分地上権の設定が必要となります。

本日は、空中部分の区分地上権の設定と支柱部分の一時転用について、許可期間が満了するための、更新申請の審議となります。

それでは、3条 区分地上権設定です。

申請者の氏名等について、住所氏名は記載のとおりです。貸人は7人おり、借人は太陽光発電事業者となります。許可の期間は、許可日から3年間となります。この許可の日と5条の一時転用の許可日を同一になります。許可を受けたい農地の所在は、記載のとおり11筆あり、地目・現況ともに全て畑で、合計面積は、14,671 m²のうち4,522.87 m²、パネル部分の面積となります。

申請地の位置について、2ページをお願いします。

申請地は、斧積地区の南西になります。

3ページに全体の位置図を記載しております。

4ページから6ページに現況写真を記載しております。

写真を見ていただくと分かると思いますが、太陽光のソーラーパネルの周りには、いのしし、鹿等の進入防止柵があり、高さ1mのフェンス、その上に1mの有刺鉄線を張って、高さ2mほどにしています。

高知県の農業基盤課の担当者3名が8月10日(水)に現地確認に来清され、榊の発育状況等を事務局と申請者で確認しております。本日、配布した写真が、その時の現況写真ではありますが、3年前は大き

くて1mぐらいとのことであったとのことでしたが、今回は、大きいものは2mを超えておりました。県の職員からは、他の地域より、榊は全体的に成長が良いとの意見もありました。一部の榊については、これまでに鹿の食害被害や生育不良があったため、500株植え替えをしたと説明もあり、その植え替えした苗については、育ち切ってはいませんが順調に生育している状況でした。

続きまして、7ページをお願いします。

農地法第5条の規定による意見の審議について

申請が10件ありますが、内容はほぼ同じですので、一括で説明いたします。

申請者の氏名等は、記載のとおりです。貸人が、農産物の生産販売業を行っており、借人が発電・売電事業を行っております。

摘要欄の転用の目的は、太陽光発電設備用地（支柱部分）で、すでに許可を受けて事業を実施しており、転用許可期間の満了が近づいているため、再度、3年間の使用貸借権の設定を受けるための申請です。

参考事項として、パネル下部の作物の生育状況については、毎年2月末までに県へ報告することが定められており、令和4年2月に報告書の提出がありました。本日、その報告書を参考資料として配布しております。知見を有する者の所見の欄がありますが、「全体的に木の

成長がよいように見え、概ね順調に出荷もできている」との記載がありますので、営農も適切にできていると判断しております。

つづきまして、8ページをお願いします。意見書（案）となります。

農地転用に関する許可基準から見た意見の項目5で、申請地での営農状況は良好と認めるとしております。

総合意見として、転用許可妥当であるとしております。

以上の申請を令和4年7月31日に受付を行い、関係書類を確認しております。

9ページ以降の9件の案件につきましては、7ページ・8ページと同様の内容で、違う部分は面積とパネルの設置枚数によって撤去費用の金額の違いのみでありますので、説明は先ほどの一括説明とさせていただきます。

今回の案件については、池委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
(岡崎副会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

事務局
田邊

今日、池委員が欠席のため田邊のほうから説明させていただきます。
今事務局から説明がありましたとおり榊のほうも、成長してると
思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(岡崎副会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

坂本委員

地図を見るとまわりに農地があり荒れているように見受けられます
がどのようになっていますか。

事務局
田邊

草刈り等はして維持管理のほうはしているようです。

議長
(岡崎副会長)

他にありませんか。

尾崎委員

写真を見て榊の成長も確認できました。榊は山の中に生育するもの
だから多少のしげみもあってもいいと思います。
1ページの賃料件ですが、下から4つ目の10aあたりの単価がほか
のに比べて低いように思うのですが、何かあるのですか？

事務局
早川

申請どおり記載させていただいております。太陽光設備に対する農地の面積が他より大きいため、単価は低い金額となっていると思います。

議長
(岡崎副会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び第5条の審議について議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第2号 その他の件について

①次回開催日について

次回の定例総会は、令和4年10月6日(木)午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

坂本委員

営農型太陽光発電設備は、この他にも清水にありますか？

事務局
早川

この斧積以外はありません。

議長
(岡崎副会長)

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで9月定例総会を閉会といたします。